

平成 30 年 12 月定例議会 議案概要		担当課	税務課	種別	条例															
議案番号	議案第 130 号	議案名	琴浦町税条例の一部改正について																	
目 的	町民税の控除対象となる非営利活動法人を指定するもの。																			
内 容	<p>※県の指定に伴い指定するもので、指定申請を受理したものの。</p> <p>1 非営利活動法人の指定について  地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に規定されている、「町民税の控除対象とする住民の福祉の増進に寄与する寄付金」は、町の税条例で指定することになっている。</p> <p>今回、県の指定(県民税の控除対象)を受けた 2 法人から指定申請があり、琴浦町控除対象特定非営利活動法人の指定等の手続に関する要綱(平成 30 年琴浦町訓令第 50 号)に基づき審査したところ、適切と認められるため、税条例に指定するもの。</p> <p>2 指定団体概要</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>指定期間</th> <th>申出</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人ハーモニカレッジ</td> <td>八頭郡八頭町才代 299</td> <td>県の指定期間(平成 30 年 1 月 1 日から平成 34 年 12 月 31 日まで)</td> <td>平成 30 年 11 月 9 日付</td> <td>動物や自然を媒体とした青少年の健全育成等</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人十人十色</td> <td>鳥取市用瀬町安蔵 991</td> <td>県の指定期間(平成 30 年 8 月 1 日から平成 35 年 7 月 31 日まで)</td> <td>平成 30 年 10 月 31 日付</td> <td>障がい者の就労支援事業、生活介護事業等</td> </tr> </tbody> </table>					団体名	所在地	指定期間	申出	事業内容	特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代 299	県の指定期間(平成 30 年 1 月 1 日から平成 34 年 12 月 31 日まで)	平成 30 年 11 月 9 日付	動物や自然を媒体とした青少年の健全育成等	特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵 991	県の指定期間(平成 30 年 8 月 1 日から平成 35 年 7 月 31 日まで)	平成 30 年 10 月 31 日付	障がい者の就労支援事業、生活介護事業等
	団体名	所在地	指定期間	申出	事業内容															
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代 299	県の指定期間(平成 30 年 1 月 1 日から平成 34 年 12 月 31 日まで)	平成 30 年 11 月 9 日付	動物や自然を媒体とした青少年の健全育成等																
特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵 991	県の指定期間(平成 30 年 8 月 1 日から平成 35 年 7 月 31 日まで)	平成 30 年 10 月 31 日付	障がい者の就労支援事業、生活介護事業等																
補足事項 施行予定日 公布の日																				